

## 深浦町林業燃油等高騰対策支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、燃油価格や電気料金の高騰によって経営に影響を受けている町内の林業関係事業者の事業継続を支援するため、予算の範囲内において深浦町林業燃油等高騰対策支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関して必要な事項を定めるものとし、その交付に関しては、この要綱の定めるところによる。

(交付対象事業者)

第2条 補助金の交付対象事業者は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 深浦町に住所（法人にあっては本社又は支社・営業所、個人にあっては住所）を有し、町税等の滞納がないこと。
- (2) 日本標準産業分類（令和5年総務省告示第256号）に規定する林業及び木材・木製品製造業を主たる事業とする者
- (3) 深浦町暴力団排除条例（平成23年深浦町条例第18号）に違反しないこと。

(交付対象経費)

第3条 補助金の交付対象経費は、林業及び木材・木製品製造業の用に供するための電気料金及び燃油料金（ガソリン、軽油及び重油）とする。

(交付対象期間)

第4条 補助金の交付対象期間は、令和7年4月から令和8年3月までとする。

(補助金の交付額)

第5条 補助金の交付額は、次の各号で算出した金額を合算した金額の2分の1以内（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた金額）とし、上限を30万円とする。

- (1) 業務を行うために交付対象期間に使用した電気料金のうち、令和3年度同時期と比較した電気料金の上昇分
- (2) 業務を行うために交付対象期間に購入したガソリン、軽油及び重油のそれぞれ

の数量（単位：リットル）に、それぞれ次の単価を乗じて得た額の合計額

ア ガソリン1リットル当たり24円

イ 軽油1リットル当たり27円

ウ 重油1リットル当たり25円

（交付申請書及び請求書）

第6条 補助金の交付申請書及び請求書は、深浦町林業燃油等高騰対策支援補助金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「補助金交付申請書兼請求書」という。）によるものとする。

（添付書類）

第7条 前条に規定する補助金交付申請書兼請求書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 深浦町林業燃油等高騰対策支援補助金内訳明細書（様式第2号）
- (2) 個人事業者にあつては、直近の確定申告書の写し、法人にあつては、3ヶ月以内に取得した登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の写し及び直近の法人税確定申告書の写し。なお、事業開始後1年を経過していない法人にあつては、3ヶ月以内に取得した登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の写し
- (3) 対象経費において、比較する期間の経費が確認できる書類
- (4) 請求書又は領収書等経費の明細を確認できる書類
- (5) 振込口座が確認できる書類

（交付決定及び交付）

第8条 町長は、前条の規定による申請及び請求があつたときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、当該申請による交付を決定し、深浦町林業燃油等高騰対策支援補助金交付決定通知書（様式第3号）を申請及び請求した者に通知するとともに、当該請求により指定された金融機関の口座への振込により補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び返還）

第9条 町長は、補助金の交付を受け、若しくは交付を受けようとする者が次に該当したときは、補助金の交付決定を取り消し、若しくは変更し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 虚偽若しくは不正な手段により補助金を受け、又は受けようとしたとき。

(2) その他町長が不相当と認めたとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前にこの要項による補助金の交付を受けた者については、第9条の規定は同日後においてもなおその効力を有する。